

議員提出議案第九号

国家公務員宿舎方南町住宅（仮称）整備事業に関する意見書

右の議案を提出する。

平成二十二年十二月七日

提出者 杉並区議会議員

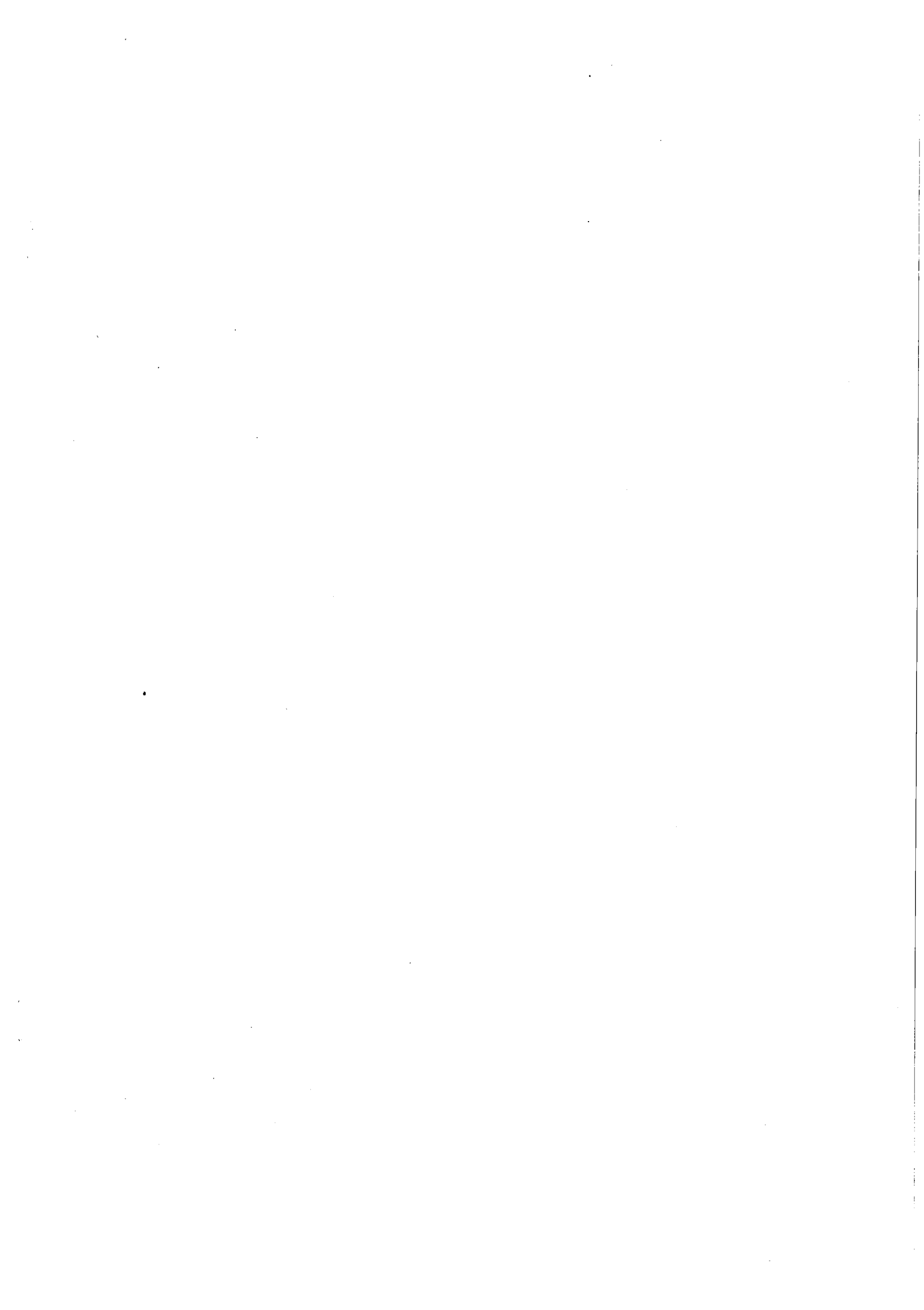
杉並区議会議長

小 泉

やすお

様

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
河野	青木	島田	大泉	鈴木	原口	岩田	藤本	関	安齊	横山	小川	小川
庄次郎	さちえ	敏光	時男	信男	昭人	いくま	なおや	昌央	あきら	えみ	宗次郎	宗次郎



国家公務員宿舎方南町住宅（仮称）整備事業に関する意見書

東京都杉並区方南二丁目地内に所在する国家公務員宿舎方南町住宅は、平成十九年、建替え計画が明らかになり、これを受けて同年、地元町会は財務省に対し、地域住民の安心と安全、良好なコミュニティ形成の観点から、災害時の避難公園や防災施設設備などの設置について要望を行った。

以来、財務省関東財務局と、地元町会及び杉並区との間で、計画段階から協議を重ねられ、概ね地元の要望に沿った対応がなされてきたことは、評価に値することである。

そのような中、内閣府に設置された行政刷新会議が、平成二十一年十一月から開始した事業仕分けにより、本建替え事業は凍結されることになり、今日に至っている。

もとより厳しい財政状況の下で、真に当該事業が必要であるか否かを判断し、国家予算について見直しを行うことの意義は、杉並区議会としても、これを理解するものであるが、本件建替え事業のように、国と地域住民及び地元自治体との間で、相互の信頼関係を築き、誠実な協議を重ねて合意に至った事業については、地方自治の本旨、また地方主権推進の見地から、これを尊重すべきこともまた、改めて言うまでもない。

密集した住宅都市・杉並の中に、敷地面積九千平方メートルを超える宿舎用地が更地のまま放置されていることや、地域の発展のために国と地域住民との間で合意された事項が履行されずにいることは、地域の安全やコミュニティ形成のうえで、大きな支障となりにか  
ねない。

よって、杉並区議会は、国に対し、国家公務員宿舍方南町住宅（仮称）整備事業の凍結について速やかに再検討し、地元要望を尊重されることを強く求めるものである。  
以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十二月七日

杉並区議会議長名

内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（行政刷新）  
財務大臣  
あて